

ハンセン病問題の解決に向けて

ハンセン病家族訴訟判決とこれから

島根県健康福祉部健康推進課

令和元年度は、ハンセン病問題が過去の事ではないことが、改めてクローズアップされた年でした。

その契機になったハンセン病元患者家族に対する補償金制度創設の経緯は次のとおりです。

- 平成28年、ハンセン病元患者家族が「隔離政策により、元患者だけでなく家族も偏見・差別の対象とされ、家族関係の形成を阻害された」として国を相手に提訴。
- 令和元年6月、熊本地裁は「隔離政策が元患者家族への差別被害を発生させた」として、厚労大臣だけでなく法務・文科各大臣や国会議員が適切な対応を取らなかった責任と賠償を認めた。
- この判決を受け、7月には安倍総理は控訴断念を表明し、原告勝訴が確定。
- 11月15日、元患者家族に最大180万円の補償金を支給する「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」と、元患者だけでなくその家族も名誉回復等の対象に追加する「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立、11月22日公布・施行された。

両法は議員立法で、補償法には国の強制隔離政策で家族が受けた苦痛や苦難に対し国会と政府による反省とおわびが前文に明記されています。

元患者への謝罪、補償から18年遅れで、家族の被害回復が前進しましたが、約2万4千人と言われている対象者への制度周知が課題です。国や地方公共団体はホームページやチラシなどで申請を呼び掛けていますが、家族であると分かることを恐れて請求をためらう人や既に家族関係が崩壊し連絡する手段がない人もおられると聞いています。国や地方公共団体には、声を上げられない人が不利益を被らないよう、プライバシーを守りつつ補償が受けられる

特別な配慮が求められています。

また、国は家族関係の修復や偏見・差別の解消にも力を入れ、当事者の意見を踏まえ具体的施策を策定するとしています。時間を戻すことはできませんが、それでも家族との絆を結び直し、傷ついた心を癒やしていくことが真の救済につながるため、関係回復に向けた施策にも力を入れて欲しいと思います。

現在隔離政策はありませんが、ハンセン病元患者の多くは療養所で生活されており、また、国内での新規患者もほとんどいないこともあり、元患者を身近で知っている方は少ないと思われます。特に若い世代ですと、ハンセン病という病気を知らないという方も多いかもしれません。

しかし、人権という観点から考えた時、ハンセン病に対しての国の施策、行政が行ってきたこと、並びにハンセン病にかかった人々の重い歴史は、私達が知っておかなければならないことなのです。

私たち一人ひとりが差別に加担してきた責任に向き合い、今度こそ社会に残る偏見・差別をなくす取り組みを前に進めなければなりません。

どんな病気であっても、その人の人権が損なわれることがあってはなりません。

そのために私たちにできることは、何でしょうか？
過ちを繰り返さないためにも、歴史を振り返り、過去の反省に立ってこれからのことを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

病気や障がいは、何時自分の身に降りかかってくるかわかりません。それを理由にした偏見・差別も同じことです。

偏見・差別を他人ごとではなく、自分のことと理解できると、人は考え、行動せざるを得なくなります。

近い将来、令和元年度は、ハンセン病問題の偏見・差別解消に向けた転換点であったと言われるよう、皆さん行動を起こしましょう。

ハンセン病元患者家族に対する補償金請求手続について

厚生労働省の担当窓口へ直接相談し、請求書を提出してください。

▶厚生労働省 補償金担当窓口

☎03-3595-2262

- 受付時間／10:00～16:00（月曜から金曜。祝日、年末年始を除く）
- 宛 先／〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省健康局補償金担当宛

▶島根県 相談窓口 県でも相談窓口を設置しています。

●問い合わせ先

健康推進課 ☎0120-555618

（フリーダイヤル／通話料無料）

●受付時間／8:30～17:15（月曜から金曜。祝日、年末年始を除く）

開催報告

しまね人権フェスティバル2019

同時開催

- 令和元年度人権を考える県民のつどい
- 松江市人権を考える市民のつどい
- 人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考えるつどい

11月17日(日)松江市の島根県民会館で「しまね人権フェスティバル2019」を開催しました。

ステージでは、子どもたちによる日本太鼓の演奏や人権啓発ポスターコンクール表彰式のほか、松江市立女子高校ダンス部、ダンスユニットG&Rによるダンスステージ、シンガーソングライター門脇大樹さんのミニライブなどがありました。

啓発ブースでは、ポッチャ体験、盲導犬ふれあい広場など、県内さまざまな団体によるワークショップや啓発展示を行い、家族連れなどでにぎわいました。

また、長年エイズの啓発活動などに取組む松江市立女子高校生徒会のみなさんに、一日人権擁護委員として人権メッセージの発信や、会場のボランティアスタッフとして活動していただきました。

同時開催の「人権を考える県民のつどい」「松江市人権を考える市民のつどい」では、作家の家田荘子さんに“一緒に生きて行きましょう～生きるということ～”と題して講演していただきました。聴講された方からは、「人権について無知であることが差別を助長することを認識した。」「改めて偏見・差別をなくすには知ることが大切だと気づかされた。」などの感想が寄せられました。

「人権ユニバーサル事業 外国人の人権を考えるつどい」では、よしと-tukuru-さんのワークショップ、コンサート、外国人住民からの一言メッセージの展示を行いました。

当日は約1,100名の方にご来場いただき、身近な人権問題について、気づき・学び・考える場となりました。



たまちこども園の日本太鼓の演奏



家田荘子さんによる講演



ザ・ヨシトラッド ワークショップ
よしとおはなのおめんをつくりました！



松江市立女子高校 一日人権擁護委員の委嘱

お知らせ

令和2年度は浜田市で開催します

- 開催日／令和2年11月15日(日)
- 会場／ふれあいジム・かなぎ

令和元年度 人権教育・啓発功労者 知事感謝状の贈呈

島根県では、人権教育や人権啓発に関して特に顕著な功績のあった個人及び団体に対して知事感謝状を贈呈しています。

令和元年度は、学び直しの会（松江市）に、しまね人権フェスティバル2019の会場において、松本環境生活部長から感謝状を贈りました。

贈呈式の後、受賞者の方にこれまで取り組んでこられた活動について紹介していただきました。

知事感謝状を贈られた方の主な功績

団体 **学び直しの会** 松江市 ●活動年数／6年

〈主な功績内容〉

同和問題をはじめとしたあらゆる人権課題に対する正しい理解を深めるため、地域住民と行政職員・学校教職員等が一体となった研修会を開催して、啓発活動を行っている。こうした活動を通じて、差別のない明るい地域づくりを進めている。